

## 屋外遊戯場の設置に関する要領

### (目的)

第 1条 この要領は、名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱第10条第 2 項に基づき、保育所の屋外遊戯場の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (屋外遊戯場の設置)

第 2条 保育所に屋外遊戯場を設ける場合には、保育所と同一の敷地（屋上を含む。）（以下「保育所敷地内」という。）に設けるものとし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第 6号に定める面積（以下「基準面積」という。）を有するものとする。

2 保育所の屋上に屋外遊戯場を設ける場合には、児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第 2の関係規定を遵守しなければならない。

### (屋外遊戯場の設置に係る特例)

第 3条 屋外遊戯場の設置について、前条の規定にかかわらず、次条に規定する屋外遊戯場に代わるべき場所（以下「代替遊戯場」という。）を確保することを要件に、次表の左欄の場合において、同表の右欄のようにすることができる。

市の都市計画で指定する商業地域又は近隣商業地域において保育所を設置する場合	基準面積の 2分の 1以上の面積で設置することができる。
待機児童が多い地域として市長が指定する地域において賃貸物件を活用して保育所を整備し、設置する場合	
市の都市計画で指定する商業地域であつて、かつ容積率が500パーセント以上とさ	屋外遊戯場を設置しないことができる。ただし、保育所敷

れる地域において保育所を設置する場合	地内に水遊びができる場所を
鉄道駅の周辺において屋外遊戯場の設置が困難な場所において保育所を設置する場合	確保しなければならない。

(代替遊戯場)

第 4条 代替遊戯場は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 公園、広場、寺社境内等とし、その所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。
- (2) 基準面積以上の広さを有すること。
- (3) 代替遊戯場での屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されていること。
- (4) 保育所から幼児同伴で徒歩10分程度の範囲内にあること。

(代替遊戯場の利用に係る安全等の確保)

第 5条 保育所設置者は、第 3条の規定により、代替遊戯場を設置する場合には、その利用にあたって安全等を確保するため、次の事項を行わなければならない。

- (1) 代替遊戯場における屋外活動に関する計画書を作成し、市長に提出すること。なお、計画書には、次の事項を記載するものとする。
  - ア 代替遊戯場の場所及び保育所からの移動経路
  - イ 代替遊戯場の屋外活動における職員配置
  - ウ 緊急事態が発生した場合の保育士等の体制
  - エ その他必要な事項
- (2) 代替遊戯場の管理者等及びその地域住民に対して、利用について説明し、理解を得るよう努めること。

(委任)

第 6条 この要領で定めるもののほか、屋外遊戯場の設置に係る運用基準に関

し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年11月17日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領は、施行日以後に設置認可される保育所について適用し、施行日前に設置認可された保育所については、なお従前の例による。  
ただし、待機児童が多い地域として市長が指定する地域において賃貸物件を活用して整備し設置認可した保育所については、この限りではない。
- 3 第2条第1項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」とあるのは、平成24年3月31日までの間は、「児童福祉施設最低基準」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。